

特別養護老人ホームやすら苑運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人与謝郡福祉会が開設する介護老人福祉施設特別養護老人ホームやすら苑（以下「施設」という。）は、事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適切な処遇を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、利用者に対し、健全な環境の下で、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練及び健康管理を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホームやすら苑
- (2) 所在地 京都府与謝郡与謝野町字加悦802番地7

(職員の職種、人数、及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

- (1) 管理者（施設長）1名
施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 嘱託医師 1名以上
入所者の診療、健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名以上
入所者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携に関する業務を行う。
- (4) 看護職員 常勤換算法で3名以上（内1名は常勤の者とする）
嘱託医師の診療の補助及び入所者の健康チェック等を行うことにより健康状態を的確に把握するとともに、入所者がサービスを利用するために必要な処置を行

う。

- (5) 介護職員 常勤換算法で30名以上（内1名は常勤の者とする）

施設サービスを提供するにあたり入所者の心身の状況等を的確に把握すると共に、入所者に対して適切な介護、日常生活の助言及び相談等に関する業務を行う。

- (6) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

食事摂取基準の計算、入所者の身体の状況及び嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供、調理員の技術・知識等の向上、給食記録等給食業務全般並びに入所者の栄養相談、助言に関する業務を行う。

- (7) 機能訓練指導員 1名（看護職員が兼務）

入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (8) 介護支援専門員（兼務可） 1名以上

入所者の要介護認定調査、ケアプラン、ケースマネジメント、アセスメント等に関することを行う。

- (9) 事務員 必要に応じた人数

総務、庶務、会計事務に関すること並びに施設の維持・運営に必要な事務を行う。

- (10) 夜間監視員 必要に応じた人数

施設の巡回、管理等の宿直を行う。

- (11) 介護補助員

介護職員の補助として、清掃やリネン交換などの環境整備に当たる。

- (12) 調理員及び調理補助 必要に応じた人数

調理員及び調理補助は、栄養士の献立に基づき、調理にあたる。

（利用定員）

第5条 利用定員は60名とする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は、介護保険給付対象サービスとして、利用者に対して作成される施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供する。また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理とする。

2 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用については説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用者負担の額）

第7条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(利用料金から介護保険給付額を除いた金額を自己負担額とする)

- (1) 利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の自己負担額
- (2) 利用者の該当する加算の合計金額の自己負担額
- (3) 居住費及び食費に係る自己負担額
- (4) 介護保険の給付対象とならないサービス料

2 居住費・食費

(重要事項説明書に記載の料金により支払いを受ける)

- (1) 利用料として、居住費・食費。
- (2) 「居住費」及び「食費」については、国が定める負担限度段階（第1段階から3段階まで）の軽減措置が適応された場合は、負担限度額認定証に示す金額を負担する。

3 介護保険の給付対象とならないサービス

(重要事項説明書に記載の料金によりご負担いただく)

- (1) レクリエーション・クラブ活動材料費等の実費
- (2) 日常生活上必要となる諸費用実費
- (3) 理美容料実費
- (4) おやつ代実費
- (5) 予防接種実費
- (6) 前項の費用に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 施設の利用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。

(非常災害対策)

第9条 管理者は、非常災害に備え、施設の点検整備、避難、救出訓練等を実施する。

- (1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある箇所の定期点検。
- (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。
- (3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

(虐待防止に向けた体制等)

第10条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- (1) 虐待防止責任者は理事長とし、虐待防止対応責任者は管理者とする。
- (2) 事業所では、虐待防止に関する委員会を設ける。その責任者は管理者とする。
- (3) 虐待防止に関する委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、虐待防止に関する委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- (4) 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止に関する委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(緊急時等の対応方法)

第11条 職員は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(ハラスメントの防止)

第12条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- (1) セクシュアルハラスメント
- (2) パワーハラスメント
- (3) カスタマーハラスメント
- (4) その他のハラスメント

2 職員に対し、ハラスメントの適正化のための研修を定期的に行う。

(その他運営についての留意事項)

第13条 施設は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。その職を退いた後も、又、同様とする。
 - 3 利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。